

就労証明書

小山市長 宛

証明日 西暦 年 月 日
事業所名
代表者名
所在地
電話番号
担当者名
記載者連絡先

下記の内容について、事実であることを証明いたします。
※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

Main form with 14 numbered items: 1. 業種 (Industry), 2. フリガナ (Name), 3. 雇用(予定)期間等 (Employment period), 4. 本人就労先事業所 (Employer), 5. 雇用の形態 (Employment type), 6. 就労時間 (Working hours), 7. 就労実績 (Working record), 8. 産前・産後休業の取得 (Maternity leave), 9. 育児休業の取得 (Childcare leave), 10. 産休・育休以外の休業の取得 (Other leave), 11. 復職(予定)年月日 (Resumption date), 12. 育児のための短時間勤務制度利用有無 (Short-time work), 13. 保育士等としての勤務実態の有無 (Nursery work), 14. 備考欄 (Remarks).

(事業所証明欄はここまで)

追加的記載項目欄

Additional information section including: 児童との続柄 (Relationship with children), 児童名 (Child name), 生年月日 (Date of birth), 就労先への通勤時間 (Commuting time to workplace).

裏面をご確認ください。

※必ずご確認ください※

○就労証明書記載ご担当者様

以下の点について、ご確認ください。

- ・「就労証明書」における記載要領につきましては、下記のとおりご確認ください。

小山市HP上で掲載の「就労証明書記載要領」を参照
当BOOKの「記載要領」シートを参照
- ・記載内容を訂正する場合は、訂正部分に二重線を引き訂正印（社判又は、記載者個人印）を捺印の上、正しい内容をご記入ください。
- ・直近、3か月以内に発行されたものが有効となります。
- ・記載漏れがないか十分にご確認のうえ発行をお願いいたします。

○保護者の皆様

以下の点について、ご確認ください。

- ・直近、3か月以内に発行されたものが有効となります。
- ・自営業の方は、直近の確定申告書の写しを添付してください。
新規開業の方は、開業届の写しを添付してください。
- ・就労予定の場合は、就労開始後に再度、就労証明書の提出が必要となります。
（雇用契約の内容に変更がないか確認をするため）
雇用契約が変更となり、就労日数、時間が少なくなる場合、保育所入所承諾の取り消しとなる場合があります。
- ・記載内容に漏れがないか、十分にご確認のうえ、ご提出をお願いいたします。

○問合せ先

小山市役所保健福祉部保育課幼保係 0285-22-9614